

児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分に係る審査請求について

1 審査請求の概要

(1) 当事者の表示

- ア 審査請求人 *** (元上下水道局職員)
イ 審査庁 市長
ウ 処分庁 上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)

(2) 審査請求の対象

児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分 (以下「督促に関する処分」という。)

(3) 請求の趣旨

管理者が審査請求人に対して行った督促に関する処分を取り消す、又は懲戒免職処分取消請求事件 (以下「本件訴訟」という。) の判決が確定するまで督促に関する処分を保留するとの裁決を求める。

2 審査請求に至るまでの経過

- (1) 平成25年9月18日、審査請求人は、児童手当の受給に係る請求を行い、同年10月分から児童手当を受給し始めた。
(2) 平成27年9月2日、平成26年2月分から同年9月分までの児童手当を不正に受給していたことが判明したことから、管理者は、児童手当の支給事由が平成26年1月16日に遡って消滅したとの内容の処分を審査請求人に対して行った。
(3) 平成27年9月29日、管理者は、審査請求人に対し、児童手当の不正受給額の返還を請求した。
(4) 平成27年11月19日、審査請求人が児童手当の不正受給額の返還に応じなかったことから、督促に関する処分を同人宛で行ったところ、当該処分に対し審査請求がなされたものである。

3 審査請求の対象となる処分

(1) 処分の内容

平成26年2月分から同年9月分までの児童手当の不正受給額の返還を求める督促に関する処分

(2) 督促の対象となる債権の額及び納期限

120,000円 (納期限:平成27年10月30日)

(3) 督促に関する処分を行った日

平成27年11月19日

(4) 督促に関する処分の指定期限

平成27年11月28日

4 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張

- ・審査請求人は、児童手当の不正受給を一切行っていない。
- ・本件訴訟の判決によって、はじめて督促に関する処分の正当性の有無が明らかになるから、それまでの間は督促に関する処分を取り消し、又は中止し、若しくは保留すべきである。

(2) 処分庁の主張

- ・審査請求人は、虚偽の申立て等を行うことにより、児童手当を不正に受給した。
- ・督促に関する処分は、審査請求人に対して既に通知されているから、既に行われた督促に関する処分を「中止又は保留」する余地はない。
- ・訴えを提起したとしても、処分の効力は妨げられないとされている (行政事件訴訟法第25条第1項) ことから、審査請求人の本件訴訟の提起によって、督促に関する処分の効力は妨げられず、督促に関する処分を取り消すべき理由はない。

5 審査請求に対する処分庁の見解

審査請求人の主張には理由がないことが明らかなため、諮問第1号の審査請求は棄却されるべきである。

審査請求制度について

1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消しを求めため、処分庁の直近上級行政庁等（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

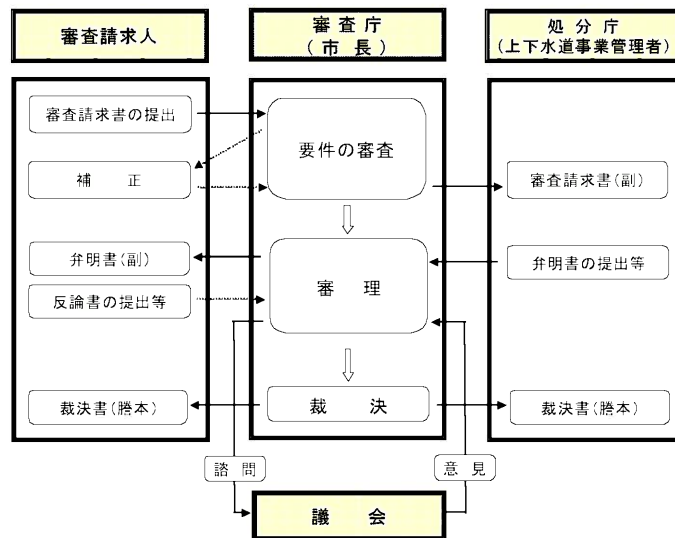
今回の審査の対象である児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分については、審査庁として不服申立てに対する最終的な判断（裁決）を行うに当たり、議会への諮問をしなければならないという規定が地方自治法にあることから、議案として議会に諮問する案件となる。

2 対象

行政庁が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分に対して審査請求がされている。

3 手続



4 期間



5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。どの裁決が相当かについて、議会から意見を徴する。

(1) 却下

審査請求が要件を充たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しができる。

6 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分又は裁決について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6箇月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3箇月経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。

平成28年第4回定例会
提出議案参考資料

諮問第1号

児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する
処分に係る審査請求について

上下水道局

審査請求書等の概要

1 審査請求書(平成27年12月11日付け)

【審査請求人の主張】

- ・審査請求人は、虚偽申告をしていないし、児童手当の不正受給を行っていない。
- ・督促に関する処分は、懲戒免職処分に起因するから、本件訴訟の判決により、児童手当が正当なものであったか否かが判明する。
- ・よって、本件訴訟の判決が確定されるまでは、督促に関する処分を中止又は保留することとし、督促に関する処分の取消しを求める。
- ・督促に関する処分の中止又は保留は民法上の「合意」に基づいて行うことを求める。

2 弁明書(平成28年3月25日付け)

【処分庁の主張】

- ・審査請求人は、虚偽の申告を繰り返すことにより、児童手当を不正に受給した。
- ・督促に関する処分は、懲戒免職処分に起因するものではないから、懲戒免職処分の違法性について論ずることに意味はない。
- ・督促に関する処分は、審査請求人に通知された時点でその目的を達しており、事後になってこれを中止又は保留する余地はない。

3 反論書(平成28年5月2日付け)

【審査請求人の主張】

- ・本件訴訟において、児童手当支給事由消滅通知処分等の取消しを追加したことをもって反論とする。

4 反論書の内容の確認を求める文書(平成28年5月18日付け)

【審査庁の確認事項】

- ・反論書の主張は、「児童手当支給事由消滅通知処分」の取消しを求めて訴訟を提起したので、これに対する判決が確定するまでは、督促に関する処分を取り消し、又は中止し、若しくは保留すべきであるという主張と理解してよいか。

5 4の文書に対する回答(平成28年6月21日付け)

【審査請求人の主張】

- ・反論書の主張内容は、4の文書のとおり訂正する。
- ・懲戒免職処分が督促に関する処分の前提となっており、懲戒免職処分自体が不当なものであるから、督促に関する処分も不当なものであると言わざるを得ない。
- ・上下水道局の職員が「総務企画局総務部庶務課」の職員として審査庁の業務に関わっており、審査内容を上下水道局の意向に沿ったものへ誘導される可能性が極めて高い。よって、客観的な立場で公平な審査ができる職員を担当者とするよう求める。

6 5の文書に係る内容の確認を求める文書(平成28年6月28日付け)

【審査庁の確認事項】

・5の文書において、懲戒免職処分自体が不当なものであるから、督促に関する処分も不当なものであると言わざるを得ないと述べていることから、反論書の主張内容としては、懲戒免職処分及び児童手当支給事由消滅通知処分の取消しを求めて訴訟を提起しているから、これに対する判決が確定するまでは、督促に関する処分を取り消し、又は中止し、若しくは保留すべきであるという主張と理解してよいか。

7 6の文書に対する回答(平成28年7月13日付け)

【審査請求人の主張】

・反論書の主張内容は、6の文書のとおり訂正する。

8 再弁明書(平成28年8月5日付け)

【処分庁の主張】

・督促に関する処分は、児童手当支給事由消滅通知処分に起因するものであるが、処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないものとされているから、本件訴訟の提起をもって、督促に関する処分を取り消し、又は中止し、若しくは保留すべきであるという審査請求人の主張には理由がない。

・弁明書でも述べたが、懲戒免職処分が不当であることを理由に督促に関する処分の取消しを主張することに意味はない。

9 再反論書(平成28年9月12日付け)

【審査請求人の主張】

・審査庁の職員に上下水道局の職員が関与していることの回答がない。

・審査庁として、本件に係る事実の確認結果を示されたい。

10 再反論書に対する説明(平成28年9月21日付け)

【審査庁の回答】

・上下水道局職員が総務企画局職員を併任し、審査庁として業務を担当することは、これを制限する規定がないことから違法性はないものとする。

・審査庁の事実の確認結果については、当事者双方からの主張を審理し、議会へ諮問し、その決定を踏まえた上で、裁決という形で示すことになるので、審理中である現時点で審査庁の見解を示すことはできない。

11 再々弁明書の提出について(平成28年9月27日付け)

【処分庁の主張】

・再々弁明書の提出は行わない。

12 審査請求人からのメール(平成28年10月8日付け)

【審査請求人の主張】

・反論書において、「請求追加申立書」の写しを送付したことで、審査請求人に代理人がいることが明白になっているのに、審査庁が審査請求人に対し、直接文書を送付し、回答を求めてきたことは不適切である。

13 12のメールに対する回答等(平成28年10月17日付け)

【審査庁の回答】

・行政不服審査法では、代理人によって審査請求できると規定されているが、審査請求人から代理人により手続きを行う旨の主張はこれまでされておらず、審査請求の手続きは適切に行っている。

・審査庁としては、これをもって、審査請求の審理を終結し、議会へ諮問を行って、裁決を行うこととする。

平成27年11月19日

様

川崎市上下水道事業管理者 飛弾 良



督 促 状

次の児童手当について、指定期限までに納付するよう督促します。

返 還 額	120,000円
内 訳	平成26年2月～平成26年9月に支給した児童手当の不正受給分に対する徴収金
延 滞 金	川崎市債権管理条例第6条第2項の規定に基づく金額
指 定 期 限	平成27年11月28日
備 考	1 この督促状を受け取られる前に納付された場合は、行き違いですのでご了承ください。 2 本状の金額を指定期限までに納付しないときは、財産差押等の処分を受ける場合があります。

[不服申立て等]

- 1 この督促状の記載事項に不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この督促の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に川崎市を被告として（川崎市上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。